

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日にA会社（以下「出向元」という。）に雇用され、出向元B事業部で就労してきたが、平成〇年〇月〇日、C所在のD会社E事業所（以下「出向先」という。）に出向し、出向先F課の指導員として業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日午後〇時頃、G病院へ救急搬送され、翌日「一過性脳虚血発作、ラクナ梗塞」と診断された。請求人によれば、出向先において製造業務に従事していたところ意識を失ったという。
- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の疾病名と発症時期については、決定書理由に説示するとおり、請求人は平成〇年〇月〇日、「脳幹ラクナ梗塞」（以下「本件疾病」という。）を発症したものと判断する。

(2) 本件疾病を含む虚血性心疾患等の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 異常な出来事への遭遇について

本件疾病の発症直前から前日までの間において、請求人が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(4) 請求人の労働時間の算定について

監督署長は、勤務時間管理表の記載を基礎とし、出向元の勤務開始時刻である午前8時30分には請求人は出向元との連絡調整業務を開始していたことを加味して労働時間集計表を作成している。勤務表に記載された労働時間は、Hが、「できる作業がない日は午後7時か午後8時に帰っていた。週のうち半分くらいは早めで、残りが午後10時か午後11時まで残るような状態だった」と述べていることから、おおむね正しいとみられるが、審査官は、さらに、勤務時間管理表の記載及びHの申述と、請求人が提出した出勤簿の記載とを照合し、お互いにおおむね記載が合致していることを確認した上で、①請求人の勤務開始時刻について、単に午前8時30分から勤務を開始したとするのではな

く、出勤簿に記載された入社時刻よりも出勤簿の備考欄に記載された請求人の自宅での業務時間分だけ前の時刻から業務を開始したとして請求人の勤務開始時刻を算定し、②出勤簿に、「昼休憩なし」と記載されている日については休憩時間を0時間に修正し、③始業時刻（入社時刻）と終業時刻（退社時刻）が出勤簿と勤務時間管理表とで異なる場合は出勤簿の記載を採用して、監督署長の労働時間修正表に修正を加えた労働時間集計表を作成している。

当審査会は、審査官が、請求人の労働時間を確認できる資料を全て照らし合わせた上で、客観的に労働時間の算定を行っていることと認めるところから、審査官の労働時間の集計は妥当であると判断する。

(5) 短期間の過重業務について

上記(4)を踏まえれば、請求人の本件疾病発症前1週間における時間外労働時間は5時間55分であり、業務過重とは認められない。このほか、一件記録を精査するも、特段の業務負荷要因も認められないことに照らし、請求人が、発症前1週間において、過重な業務に従事したとは認められない。

(6) 長期間の過重業務について

上記(4)を踏まえて請求人の本件疾病発症前6か月間の時間外労働時間についてみると、発症前1か月間の時間外労働時間は74時間35分であり、100時間には達しておらず、発症前2か月間から6か月間までにおける1か月当たりの平均時間外労働時間は、最長で64時間52分であり、80時間には達していない。このほか、一件記録を精査するも、特段の業務負荷要因も認められないことに照らし、請求人が、発症前1か月ないし6か月の期間において、過重な業務に従事したとは認められない。

(7) 上記のとおり、請求人の本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、請求人の本件疾病の発症は業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

(8) なお、請求人は、別途精神障害について療養補償給付の請求を行い、支給決定が行われたところ、同支給決定の際に、監督署長は、平成〇年〇月に100時間を超える時間外労働があったと認定している旨主張するので、当審査会は、請求人から提出された資料により確認したところ、本件及び同精神障害事案は

いずれも各日において同じ労働時間を認定しており、労働時間算定の起算日が違うことから、精神障害については同年同月に100時間を超える時間外労働があり、出来事の後には100時間を超える時間外労働があったとして業務起因性があると判断されたものであり、精神障害とは別の判断基準で業務起因性を判断する本件において、上記（7）のとおり判断となることは矛盾しないものである。

（9）なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。